

# 区画整理通信

発行

邑楽町役場  
都市計画課  
区画整理係  
0276-47-5032

## 令和7年度の工事の報告をいたします

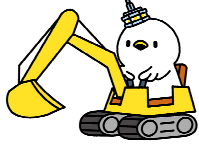
平素より鶺土地区画整理事業に対し、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度完了の工事につきまして、概要を報告させていただきます。事業の長期化により、皆様にはご不便をおかけしておりますが、今後も工事や移転等へのご協力を引き続き宜しくお願いいたします。

### 令和7年度工事概要

#### ■道路築造

◆ 区画道路6-40・41号線  
築造工事（裏面①）

区6-40号線 工事延長59m  
※舗装面積(上層路盤まで) 295㎡  
GPU3 300×500 延長20m  
区6-41号 工事延長85m  
※舗装面積(上層路盤まで) 423㎡  
GPU3 300×300 延長52m



◆ 北部幹線・区画道路6-41・43号線側溝布設工事（裏面②）

北部幹線 工事延長39m  
※自由勾配側溝 500×700 延長41m  
区6-41号線 工事延長33m  
※GPU3 300×300 延長35m  
区6-43号線 工事延長48m  
※GPU3 300×300 延長47m

◆ 北部幹線（No.18付近）側溝布設工事（裏面③）

工事延長 16m  
※自由勾配側溝 500×700 延長16m

◆ 区画道路6-5・6・7号

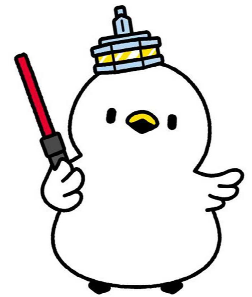
側溝布設工事（裏面④）

区6-5号線 工事延長48m  
※GPU3 300×500 延長47m  
区6-6号線 工事延長33m  
※GPU3 300×500 延長3m  
GPU3 300×300 延長31m  
区6-7号線 工事延長2m  
※GPU3 300×600 延長3m

◆ 区画道路6-39・41号線側

溝布設工事（裏面⑤）

区6-39号線 工事延長24m  
※自由勾配側溝 500×700 延長22m  
GPU3 300×300 延長3m  
区6-41号線 工事延長39m  
※GPU3 300×300 延長40m



#### 相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から、相続(遺言)により不動産の所有権を取得した相続人は、知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律により義務化されました。この申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。施行日より前に開始した相続も対象となり、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。

#### 建築行為等の申請について （土地区画整理法第76条）

土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移動の容易でない物件（5トン以上）の設置又は堆積を行う場合は、都市計画課区画整理係へ申請が必要となります。

#### 土地や建物の所有権移転等について（土地区画整理法第85条）

土地や建物が売買や相続などで持ち主が変わった場合、農地を宅地にした場合など、権利や表示に変動が生じた場合は、都市計画課区画整理係へ届出が必要となります。

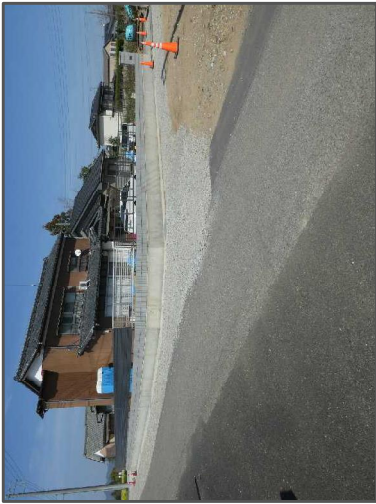
#### 事業進捗状況

施行期間：平成10年度～令和25年度  
全体面積：39.7ha  
進捗率：事業費ベース 53.0%  
仮換地指定率：92.9%（道水路除く）  
平均減歩率：20.77%

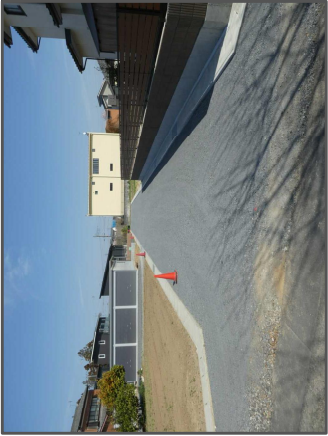
※令和7年度末現在

#### ◆第34回土地区画整理審議会が開催されました

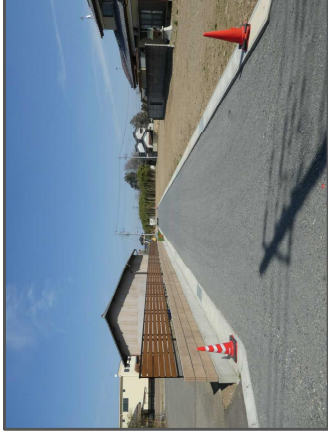
令和7年6月30日、土地区画整理審議会が開催されました。仮換地指定変更、評価員の選任の同意について審議を行いました。



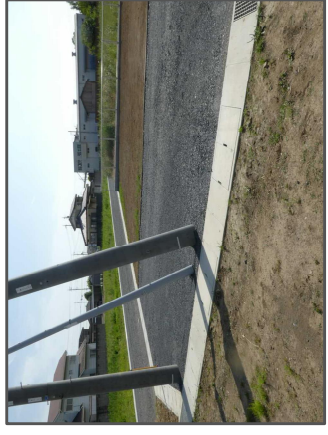
④物件移転に伴い、令和5年度に築造を行った区画道路6-7号線の一部未施工となっていた箇所から6-5・6号線へ向かって側溝を延長しました。(南から北方向に撮影)



①区画道路6-40・41号線の築造を行いました。両路線とも上層路盤までの施工となっており、令和8年度以降、表層の施工を行う予定です。(左が6-40号線、右が6-41号線。どちらも西から東方向に撮影)

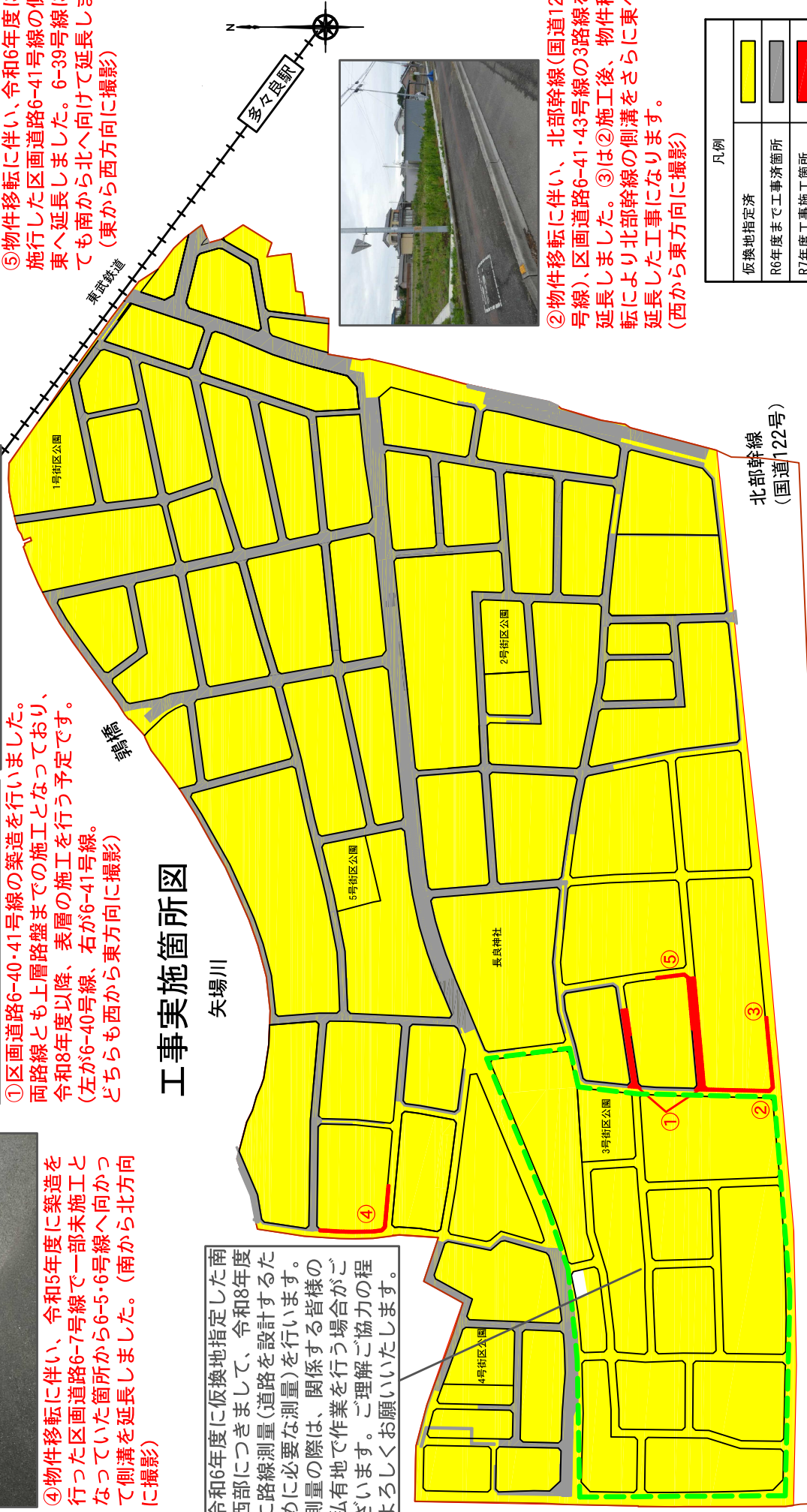


①区画道路6-40・41号線の築造を行いました。両路線とも上層路盤までの施工となっており、令和8年度以降、表層の施工を行う予定です。(左が6-40号線、右が6-41号線。どちらも西から東方向に撮影)



⑤物件移転に伴い、令和6年度に一部施行した区画道路6-41号線の側溝を東へ延長しました。6-39号線についても南から北へ向けて延長しました。(東から西方向に撮影)

## 工事実施箇所図



令和6年度に仮換地指定した南西部につきまして、令和8年度に路線測量(道路を設計するために必要な測量)を行います。測量の際は、関係する皆様のご私有地で作業を行う場合がございます。ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

②物件移転に伴い、北部幹線(国道122号線)、区画道路6-41・43号線の3路線を延長しました。③は②施工後、物件移転により北部幹線の側溝をさらに東へ延長した工事になります。(西から東方向に撮影)

凡例	
仮換地指定済	
R6年度まで工事済箇所	
R7年度工事済箇所	
R8年度路線測量箇所	